

山口県報

平成21年
1月6日
(火曜日)

目次

告示
 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………
 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………
 公告
 大規模小売店舗立地法第百六条第一項の規定による届出(商政課)……………
 大規模小売店舗立地法第百六条第二項の規定による届出(商政課)……………



山口県告示第一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十一年一月六日

柳井加入区

山口県知事 二井 関成

山口県告示第二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場電気設備(映像設備)工事の契約に係る一般競争入札

に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場電気設備(映像設備)工事
- (一) 工事場所 山口市維新公園四丁目地内
- (二) 工事の概要

構造及び規模	工事内容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	映像設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

- 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。))を受けていること。

- 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十一年一月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の電気工事の数値が九百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい

- う。()を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年一月二十三日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年二月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年一月六日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 光ショッピングセンターベスト
所在地 光市島田二丁目二番二〇号

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名 称 住 所 代表者の氏名
- 協同組合ベスト 光市島田二丁目二番二〇号 國廣 由樹
- ベスト開発株式会社 " " " 水本 清治

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	坪井 敏明	水本 清治

四 届出年月日

平成二十年十二月十五日

五 変更年月日

平成二十年十月二十七日

(二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年一月六日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス山口大内店

所在地 山口市大内矢田三四五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
---------	-------	-------

四 届出年月日 平成二十年十二月十六日	駐車場の収容台数
五 変更年月日 平成二十一年一月五日	

九四台

九〇台

平成二十一年二月六日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）